

中泊町脱炭素行動計画推進事業

仕 様 書

青森県中泊町総合戦略課

1 事業名

中泊町脱炭素行動計画推進事業

2 事業実施場所

青森県中泊町内

3 事業期間

契約締結日の翌日から令和9年3月12日まで

4 本事業の目的

中泊町は、環境省が公募を実施した「脱炭素先行地域」に令和8年2月13日付で選定され、町の豊かな資源を活かし、地域の活性化と地球環境の保全に取り組んでいるところである。

本事業は、中泊町脱炭素行動計画及び脱炭素先行地域計画に基づき、住民の脱炭素行動を促進するとともに、再生可能エネルギー電気への切替え、省エネルギー行動の定着等を支援することで、2030年度までに小泊地区5集落における民生部門の電力消費に伴う温室効果ガス排出量実質ゼロの実現を目指し、本事業を実施する事業者(以下「実施事業者」)を選定するため、公募型プロポーザル方式により広く提案を募るものとする。

5 貸与品

本業務の実施に当たり必要な書類等は、中泊町から貸与するが、後述する秘密保持事項を遵守すること。なお、業務実施に必要な事務用品、消耗品類は提案者の負担とする。

6 業務計画

受注者は、本業務遂行にあたり、発注者との十分な協議を行い、次に掲げる書類を作成して、発注者に提出し、承認を得るものとする。

- (1) 着手届
- (2) 工程表
- (3) 配置技術者届
- (4) 業務実施計画書
- (5) その他発注者の指示する書類

7 事業詳細

本事業の業務内容及び条件は以下のとおりとする。

(1) 条件

No.	項目	条件
①	脱炭素化の普及活動 (必須項目)	・町の脱炭素社会実現のため、周知用パンフレット(1,000 部、A3・二つ折り、A4・4 ページ、光沢紙(コート紙 135kg程度))を作成すること。 ・周知用パンフレットは住民の脱炭素に対する理解促進と行動変容(再生可能エネルギー電気への切替え等)につなげる内容であること。 ・周知用パンフレットは町と協議の上、内容を決定すること。 ・周知用パンフレット(1,000 部)、周知用パンフレットの印刷用データ(JPEG 等)及び町が編集可能なデータ(Microsoft PowerPoint 等)を納品すること。 ・周知用パンフレットに係る著作権(著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 27 条及び第 28 条の権利を含む。)その他一切の権利は、中泊町に帰属するものとし、受注者は町の承諾なく成果品を第三者に提供し、又は利用してはならない。ただし、第三者が権利を有する素材については、この限りでない。 ・受注者は、中泊町が成果品を修正、増刷、再編集その他必要な利用を行うことを妨げないものとし、著作者人格権を行使しないものとする。
②	再生可能エネルギー電気への切替え状況報告(町内の切替え状況の整理及び情報収集) (必須項目)	・関係機関(中泊リージョナルパワー株式会社等)と連携し、町内における再生可能エネルギー電気への切替え状況を整理、報告すること。 ・町内における省エネ行動の実施状況や取組意向等の把握のため、独自の調査(アンケート等)を実施、情報収集を行うこと。

		・報告時は、中泊町脱炭素行動計画の進捗状況と併せて、次年度の取組に対する助言及び改善提案を行い、施策の改善及び効果的な推進につなげること。
③	再生可能エネルギー共創協議会の伴走支援 (必須項目)	・協議会の開催にあたり、中泊町脱炭素行動計画に関する資料及び会議当日の議事録の作成を行うこと。 ・事業の進捗状況や課題整理に関する資料を作成し、併せて課題解決のために必要な取組等を提案すること。 ・脱炭素行動計画の進捗管理及び環境省への報告等を見据え、必要な助言及び支援を行うこと。 ・脱炭素行動計画の目標達成に向け、国、県及び他自治体の先進事例や最新の補助制度等に関する情報収集及び整理を行い、協議会へ情報提供を行い、施策の改善及び効果的な推進につなげること。
④	事業の蓋然性 (必須項目)	・事業期間内に実施が可能な提案であること。 ・中泊町脱炭素行動計画及び脱炭素先行地域計画を十分に理解するとともに、その内容を踏まえた伴走支援体制及び支援手法を提案できること。 ・脱炭素、再生可能エネルギー、地域新電力等に関する専門的知見を有し、必要な助言及び技術的支援を行えること。 ・事業期間中を通じて、協議会及び町担当者等からの相談に応じる体制を確保し、事業の進捗状況及び課題に応じた助言、改善提案その他必要な伴走支援を継続的に行えること。

8 成果品

本業務の成果品は以下のとおりとし、仕様の詳細は協議の上決定する。

- (1) 事業実施報告書(CD-ROM)
- (2) 脱炭素行動計画進捗管理報告書(CD-ROM)
- (3) 周知用パンフレット(1,000 部)及び周知用パンフレットデータ(印刷用及び編集可能なデータ)

9 その他

- (1) 提案者は、本業務の内容をよく理解し、関係法令等の規定に基づき、誠実に業務を履行できるよう提案すること。
- (2) 提案者は、本業務で知り得た一切の秘密を、本業務の目的以外に使用したり、第三者に漏らしたりしてはならない。